

さいたま市行政改革推進プラン

平成18年2月

さいたま市

はじめに

昨今の地方公共団体を取り巻く環境は、少子高齢化社会の到来、住民ニーズの高度化・多様化など社会情勢の変化や国の構造改革による諸制度の大幅な改革により大きく変動しております。

本市は、これまで3市合併そして政令指定都市への移行、さらには岩槻市との合併を果たすなど、地方自治制度上の大きな変革を成し遂げ、着実に大都市としての道を歩んでおり、この間、大都市としての新たな事務や行政課題に対応できるよう“簡素で効率的な行財政システムの確立”、“財政構造の健全化”を進め、効率的・効果的な行政運営に努めてまいりました。

しかしながら、本市における今後5年間の「中期財政収支見通し」では、社会情勢に対応するため社会保障関係費や公債費等の義務的経費の増大、大都市として道路・下水道の社会資本整備などへの経費投入により、大きな財源不足が見込まれます。

この財源不足に対応し、真の地方分権型社会を築くには、これまでに引き続き、将来を見据えた健全財政の維持に向けた取組みを積極的に行い、すべての事業を抜本的に見直すなど、より一層の行政改革に取り組む必要があります。

このことから、「さいたま市行政改革推進懇話会2005」の委員並びに市民の皆様から寄せられたご意見などを踏まえ、今後の行政改革の取組みを示す「さいたま市行政改革推進プラン」を策定しました。

本プランは、単に行政の効率化やスリム化などの改革にとどまらず、市民との協働や公共サービスのあり方などについても一度見直すことを改革の対象としています。

今後も、限られた行政経営資源を最大限に活用し、変革の時代に的確に対応した、市民から信頼される市政運営に向けて誠心誠意取り組んでまいります。

平成18年2月

さいたま市長 相川宗一

さいたま市行政改革推進プラン

目次

I 行政改革の基本的な考え方

1 行政改革の必要性

- (1) 地方公共団体を取り巻く環境の変化1
- (2) 本市の現状と課題1

2 改革の目標と視点

- (1) 改革の目標2
- (2) 改革の視点3
- (3) 改革の取組み4

3 プランの進め方

- (1) 取組みの期間4
- (2) 推進体制と進行管理4
 - 行政改革推進プランの全体像—5

II 改革プログラム

1 市民との協働によるまちづくり

- (1) 協働の仕組みづくり6
- (2) 市民活動の促進と支援6
- (3) 市民との情報共有7
- (4) 区民会議の充実7

2 民間活力の導入

- (1) 民間委託等の推進7
- (2) 指定管理者制度の活用8
- (3) PFI等による民間活力の導入8

3 分権型社会に対応した行政体制の確立

- (1) 局長・区長への権限移譲8
- (2) 効率的な組織・機構の整備9
- (3) 職員の適正配置の推進9
- (4) 職員の意識改革と能力開発10
- (5) 給与・福利厚生制度の見直し10
- (6) 外郭団体等改革の推進10

4 IT等を活用した行政サービスの推進

- (1) 利便性の高い行政サービスの提供11
- (2) 行政評価に基づく新予算編成システムの構築と運用11

5 健全な財政運営の確保

- (1) 事業、既存施設等の再編、廃止12
- (2) 公共事業におけるコスト管理の徹底12
- (3) 自主財源の確保・拡充12
- (4) 市民負担等のあり方の見直し13
- (5) 公営企業の健全運営13

Ⅲ 具体的取組み14

Ⅳ より安定的な財政へ向けて

1 中期財政収支見通し

- (1) 中期財政収支見通しにおける前提条件33
- (2) 中期財政収支見通しの結果34

2 健全財政維持に向けた取組み35

I 行政改革の基本的な考え方

I 行政改革の必要性

(1) 地方公共団体を取り巻く環境の変化

わが国の行財政を取り巻く環境は、国・地方を合わせ長期借入金残高が700兆円を超え、危機的な状況にあること、また、直面する超高齢社会¹に加えて、少子化により国の人口が減少することが予想され、財政需要は増加する反面、経済成長の鈍化に伴い歳入の確固たる基盤が徐々に崩れていく傾向にあります。

これらの社会経済状況に対応するため、国は構造改革を行う手始めに、平成11年に地方分権一括法²を制定し、平成16年から、国と地方の役割分担を見直し、地方の実情に応じた事業が自主的・自立的にできるよう、地方への関与を廃止・縮減し、地方の権限と責任を大幅に拡大するため、いわゆる「三位一体の改革」³を進めています。

一方、真の地方分権型社会の実現のためには、国・地方の組織・制度のあり方や行政と国民の関係等を抜本的に見直し、それぞれが新たなシステムを構築することが必要であることから、政府では平成16年12月24日に「今後の行政改革の方針」を閣議決定し、また、各地方公共団体が積極的な行政改革の推進に努めるように、地方公共団体が更なる行政改革を進めるための指針も示されています。

(2) 本市の現状と課題

本市は、平成15年の政令指定都市への移行に伴い、大都市特例の活用による新たな財源や権限を活かすことにより、広域的な視点による行財政運営が可能となりました。

また、歳出削減への積極的な取り組みや、他の都市と比べて安定した市税収入を確保することなどにより、堅実な財政運営を行ってきました。

しかしながら、現行の行財政制度を基本とした、本市の一般会計の中期財政収支見通し（平成18年度～平成22年度を試算）によると、少子・高齢化等の社会保障関係費や公債費等の義務的な経費の更なる増大、社会資本整備等の集中による普通建設事業費の増大などにより、平成18年度以降、毎年度財源が不足し、平成22年度までの5年間の財源不足額は845億円に達することが見込まれ、本市の大きな課題となります。（「中期財政収支見通し」については、IV「より安定的な財

1—超高齢社会：総人口に占める65歳以上の方の割合（高齢化率）が21%を超えること。

2—地方分権一括法：国と地方公共団体の関係を対等協力の関係として、機関委任事務の廃止、国の関与等の見直し、事務移譲などを内容としている。国の関与は法に定められた範囲でしかできなくなった。

3—三位一体の改革：国が進める地方分権の一環として、国庫補助負担金の廃止・縮減、国から地方への税源移譲、地方交付税制度の見直しの3つの改革を一体的に行うこと。

政へ向けて」33ページを参照)

以上のような点から、今後の本市の行財政運営に当たっては、これまでの歳入・歳出構造を見直す必要があり、自主財源⁴の確保・拡充を図るとともに、すべての事業について、これまでの既成の枠を取り外し、ゼロベースからの見直し⁵を行うなど、行政サービスのあり方を改めて検証する必要があります。

2 改革の目標と視点

(1) 改革の目標

市民が住んでよかった、住み続けたいと思えるまちづくりのために、進めるべき施策やそのための財源不足などの課題に対応しなければなりません。また、限られた行政経営資源⁶（ヒト、モノ、カネ、情報）を最大限に活用するとともに、市民と行政とが協働して、市民満足度の高い行政サービスを提供し、市民から信頼される揺るぎない行財政運営を実現する必要があります。

本プランは、単に行政内部の効率化やスリム化などの改革にとどまらず、市民との協働や公共サービス⁷のあり方などについて、もう一度見直すことを改革の対象とします。

このことから、以下の4つの推進目標を設定し、改革に取り組みます。

推進目標Ⅰ——市民との協働

市民と行政が情報を共有し、ともに考え話し合うことで、お互いに果たすべき役割を確認し、市民と行政とが対等なパートナーとして、ともにまちづくりを担う協働型社会の実現を目指します。

推進目標Ⅱ——公共サービスの多元的な提供

これまで、行政が中心となって担ってきた公共サービスの提供を、市民団体やNPO⁸、企業など様々な主体が提供できる仕組みを作り、費用対効果や効率性の観点から全ての事務事業の実施主体を見直し、公共サービスを多元的に提供することを目指します。

4—自主財源：市が自主的に収入することのできる地方税、使用料、手数料などで、国からの補助金などに頼らない自主自立的な行政運営に欠かせない収入。

5—ゼロベースからの見直し：既存事業を実施することを前提とせず、ゼロ(なにもない状態)から出発してすべての事業を見直すこと。

6—行政経営資源：より効率的な行政運営を行う上で、必要不可欠となるヒト(職員)、モノ(施設などの資産)、カネ(予算)、情報などのこと。

7—公共サービス：個人レベルでは解決できないことや非効率になることを国や地方公共団体を含めて、社会全体で補うサービスといい、このうち行政が実施主体となって行うものを行政サービスという。近年では、介護や子育てなど私的活動であったものも公共サービスの対象となり、その守備範囲は広がっている。

8—NPO: Non-Profit Organizationの略。民間非営利団体。自発的に公益的な活動を行う民間団体をいう。

推進目標Ⅲ——行政のスリム化

より効率的で効果的な行財政運営を行うためには、事務事業の見直しを進め、「民間にできることは民間に」まかせ、職員数を削減するなど、よりスリムで質の高い行政サービスを提供できる体制を目指します。

推進目標Ⅳ——健全財政の維持

行政をスリム化させ、コストの縮減を図るとともに、負担の公平性の観点から行政サービスの受益と負担の関係を検証するなど、安定的な財源を確保し、健全財政の維持を目指します。

(2) 改革の視点

推進目標を達成するために、次の視点をもって改革に取り組みます。

① 既成の概念にとらわれない点検を行う。

「今までやっていたこと」を続けることを前提とせず、「事業の必要性」をあらためて検証し、市民が何を必要としているかを前提に、限られた行政経営資源（ヒト、モノ、カネ、情報）をいかに有効に活用できるかを念頭に置いて改革にあたります。

② 公共サービスのあり方を再検証する。

行政で行っているサービスのうち、民間でできること、NPOや地域コミュニティ、ボランティアでできることは何か、市民が自ら解決することが望ましいことはないかを改めて検証し、改革にあたります。

③ 市民の視点に立って改革を実行する。

市民の貴い税金を預かって市政を運営していることから、常にコスト意識を持ち、無駄のない効率的な行財政運営を目指して、徹底したスリム化を図り、効果的な施策を行うための改革を実行します。

さらに、改革を推し進めるにあたっては、「都市経営戦略会議」⁹において、重要施策の意思決定の迅速化を図り、縦割り行政の弊害の排除を進め、経営の視点に立った総合的かつ戦略的な取り組みを行います。

9——都市経営戦略会議：多種多様な地域課題に迅速かつ的確に対応し、経営感覚とスピード感のある市政運営を行うために設置した会議。

(3) 改革の取組み

— 改革プログラム —

- ① 市民との協働によるまちづくり
- ② 民間活力の導入
- ③ 分権型社会に対応した行政体制の確立
- ④ IT等を活用した行政サービスの推進
- ⑤ 健全な財政運営の確保

3 プランの進め方

(1) 取組みの期間

取組みの期間を平成18年度から平成22年度までとします。

(2) 推進体制と進行管理

市長を本部長とする「さいたま市行政改革推進本部」のもとで、職員一人ひとりが改革の視点に立ち、全組織をあげて行政改革を確実に推進します。

また、市民に改革の成果を具体的に公表していきます。さらに、情勢の変化に適宜対応し、毎年度進行管理を行うとともに、見直しを行います。

行政改革推進プランの全体像

〈改革の目標〉

推進目標Ⅰ
「市民との協働」

推進目標Ⅲ
「行政のスリム化」

推進目標Ⅱ
「公共サービスの多元的な提供」

推進目標Ⅳ
「健全財政の維持」

〈改革の視点〉

既成の概念にとらわれない点検を行う

公共サービスのあり方を再検証する

市民の視点に立って改革を実行する

〈改革プログラム〉

- 1 市民との協働によるまちづくり
- 2 民間活力の導入
- 3 分権型社会に対応した行政体制の確立
- 4 IT等を活用した行政サービスの推進
- 5 健全な財政運営の確保

Ⅱ 改革プログラム

1 市民との協働によるまちづくり

(1) 協働の仕組みづくり

市民との協働を進めることにより、まちづくりの課題や将来像の共有など市民と共通の視点に立ち、真に市民満足度の高い施策の実現を目指します。

協働の仕組みづくりについては、次のような段階を踏んで進めます。

- ① 市の様々な施策や事業の計画・実施の場面で、協働の機会を積極的に作ることで協働の範囲を広げ、具体化していきます。
- ② 取り組んだ協働の実践をもとに、協働のノウハウを蓄積し、活用することや協働の経験を踏まえたルールづくりなど協働の仕組みを構築します。
- ③ 協働の実践と並行して、職員の意識啓発や庁内体制の確立を図り、構築した仕組みの効果的な運用を進めます。

(2) 市民活動の促進と支援

市民や市民が参加する団体など様々な主体が行うボランティア活動やコミュニティ活動などの取組みについて、次のような支援を行います。

- ① 市民活動を支援する場の整備
NPO、NGO¹を含む多様な市民活動に必要な情報提供や人材育成など市民の主体性を尊重しながら、支援する機能の充実や支援する場の整備を進めます。
- ② 市民活動に必要な情報の収集・提供
様々な市民団体の活動状況や行政や民間が行う各種支援制度の情報など、市民活動に必要な情報を収集し提供します。
- ③ 相互交流とネットワーク化の促進
市民活動の相互交流とネットワーク化の促進を図るための場の創出などに努めます。
- ④ コミュニティ活動の活性化の促進
自治会活動等、地域に根ざしたコミュニティ活動の活性化が図られるよう活動の機会や場所を提供するなどの支援を行います。
- ⑤ 企業による社会貢献活動の促進
企業も地域社会に貢献することが求められるという認識から、ボランティア活動への参加や

1—NGO:Non-Governmental Organizationの略。非政府組織。一般的には、国際協力や国際交流など、国境を越えて活動する団体を指す場合が多い。

支援、企業施設の市民への開放など、企業が自主的に社会貢献に参画する機運を醸成します。

(3) 市民との情報共有

市民自治を更に推進するには、行政が保有する情報は市民のものであることを再認識し、個人情報への取扱いには十分留意しつつ、市民との情報共有を積極的に進め、協働の関係を構築することが重要です。

このため、全庁的な情報収集・情報発信システムにおいて、市民等の問い合わせなどの傾向を集約し、市民が求める情報を容易に提供できる仕組みづくりに活かします。また行政内の情報管理についても、市民が求める情報に着目した整理を行い、組織の縦割りにとらわれない新しい情報管理を構築していく必要があります。

さらに、政策づくりの情報についても、事業の計画・実施・結果の各段階において、透明性を確保するとともに、わかりやすい情報提供に留意しつつ、多くの市民が市政に参加できる双方向のシステム構築も検討していきます。

(4) 区民会議²の充実

本市では、協働を基本理念とし、区民の意見を区政に反映するとともに、地域の様々な課題の解決を図り、区の特徴を活かした魅力あるまちづくりの実現を目的として、各区に区民会議を設置しています。

区民会議は、行政との協働のもと、防犯、子育て、環境、コミュニティの形成など、地域課題に即した様々な分野で実践的な活動を行うとともに、魅力あるまちづくりのための提言活動などを行っています。

さらに、行政と区民会議やコミュニティ会議など様々な公益的な活動を行う市民活動団体との連携、協働によって、公共サービスの多角的な提供を図っていくため、今後も、区民会議を充実していきます。

2 民間活力の導入

(1) 民間委託等の推進

多種多様化する市民ニーズに的確かつ迅速に対応するためには、市が直接実施しなければならない事務事業か、民間活力を導入して実施する事務事業か、行政と民間の役割分担について十分な検討を加え、その検討結果に基づき、地方公共団体における行政の担うべき役割分担の見直しを行います。

そして、「民間にできることは民間に」という観点から民間委託等を推進し、民間活力を積極的に導入していくことにより、市民サービスの向上や行政運営の効率化を推進していきます。

2—区民会議：各種団体や公募などの委員で構成され、地域の課題についての協議や提言を行う一方、行政との協働によるまちづくりなどの活動を行うもの。

なお、民間委託等の実施に当たっては、事業の透明性を確保するとともに、個人情報の保護³や守秘義務⁴に十分留意し、適切な評価・管理を行います。

(2) 指定管理者制度の活用

市民の福祉の増進を目的に市が設置した公の施設⁵の管理運営について、従来は、市の出資団体や公共的な団体のみに管理を委託してきましたが、地方自治法の改正により指定管理者制度が導入されたことに伴い、民間事業者やNPOなども管理を代行することが可能となりました。また、この制度は、指定管理者に利用の許可なども含めた包括的な管理運営を任せることができるので、民間事業者等の能力やノウハウを幅広く活用することで、施設を効果的、効率的に管理運営し、利用者の満足度を上げるとともに、管理経費の節減などが図られるものです。

公の施設におけるサービスの担い手が多様化する中で、本市においてもすべての施設について、その「あり方」を検証し、法的な制約があるものなどを除いては、指定管理者制度を活用してより効果的、効率的な管理を行い、市民サービスの向上を図ります。

(3) PFI⁶等による民間活力の導入

本市では、平成14年度に「さいたま市PFI活用指針」を策定し、一部の施設でPFIの導入をしました。これは、「同じコストをかける場合は、サービスを向上させて提供する」また「同じサービスを提供する場合は、コストを下げる」という基本的な考え方にに基づき、導入を検討するものです。今後も、公共施設等の新設に際しては、PFI検討委員会においてPFIの導入が適当であるか幅広く検討していきます。

このほか、民間活力の導入によって、より一層公共サービスの提供に重点を置いた施策を行い、民間ができることはできるだけ民間に任せることにより、「より質の高いサービスをより低いコストで提供する」とともに、行政と民間のパートナーシップによるまちづくりを目指します。

3 分権型社会に対応した行政体制の確立

(1) 局長・区長への権限移譲

市民の様々なニーズの把握とそれに対する迅速かつ的確な対応を図るため、市役所内での分権を行い、局長・区長の意思決定の権限を拡充することを検討します。

政令指定都市へ移行して数年が経ち、あらためて各局の業務体制や区のあり方を検証し、その結果を踏まえて、局長・区長に必要な権限の内容について精査を行います。

3—個人情報の保護：行政が保有する個人の情報やプライバシーを保護すること。

4—守秘義務：業務上知り得た秘密を守る義務。公務員の場合、法律で義務づけられている。

5—公の施設：住民の福祉を増進する目的をもって、住民の利用に供するために地方公共団体が設ける施設。(公園、体育館、文化会館、図書館、博物館等)

6—PFI：Private Finance Initiativeの略。民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行うことで、効果的・効率的に公共サービスを提供する有効な手段。

具体的には、局長・区長の判断で効率的な事業の執行が可能となるような予算、人事等についての権限の移譲について検討を行います。特に、区役所は、区民にとって最も身近な総合行政機関であることから、地域特性を活かした地域振興や区民の要望に対応する区の自主執行予算の更なる拡充に向けた検討を行うとともに、区役所と区民が協働して、地域課題に対する主体的な取り組みができるように検討します。

(2) 効率的な組織・機構の整備

少子高齢化等の社会情勢の変化や厳しい財政状況の中で、スクラップ・アンド・ビルド⁷を原則とした、効果的かつ効率的に事務事業を処理し得る組織の整備を図ります。

- ① 所期の目的を達成した組織や必要性の薄れた組織・機構の見直し
- ② 社会の変化や多様化する市民の要望に迅速に対応できる組織の編成
- ③ 個々の職員の責任と権限を明確にし、市民にとってわかりやすく利用しやすい組織を編成

(3) 職員の適正配置の推進

本市を取り巻く厳しい行財政状況等を踏まえ、市民の信頼に応え得る新たな定員適正化計画⁸を策定します。この計画は、今後の新規事業による業務増を精査しつつ、次に掲げる項目に沿った適正配置を推進することにより職員数の純減を図るものとし、具体的な削減数については、年度ごとに数値目標を掲げるものとします。

① 事務事業の徹底した見直し

事務事業が真に市民ニーズに基づいた必要性の高いものであるか、地域との協働関係の構築により行政の責任領域の見直しが可能であるか、IT⁹化の推進による合理化が可能かなど多角的な検討を行います。また、併せて各課所の適正配置数の見直しを定期的に行います。

② 民間委託の積極的な検討

施設管理などこれまで委託化を推進してきた領域にとどまらず、定型的な事務処理などについても民間委託の可能性を検討します。

③ いわゆる「団塊の世代」¹⁰の職員の大量退職に対応した計画的な職員の任用の実施

大量の退職者を見定めて、幹部職員の計画的な登用を図るとともに、採用者数については、平準化を図ります。また、再任用職員¹¹を積極的に活用することにより、一層効率的な人員配置を行います。

7—スクラップ・アンド・ビルド：行政をスリム化させ、予算や組織の拡大を防ぐため、新しいものを立ち上げる場合、それとあわせ目的を達成したものや効果が薄れたものを統廃合すること。

8—定員適正化計画：地方公共団体が、簡素で効率的な行政を目指すため、職員の数を抑制するとともに、職員を適正に配置するために定める計画。

9—IT：Information Technologyの略。コンピュータやインターネットなどの情報通信技術とその応用、利用などに使用される様々な情報システムや技術手法の総称。

10—団塊の世代：昭和22年～24年生まれのいわゆるベビーブーム世代のこと。60歳定年制により数年後には多くの退職者が見込まれる。

11—再任用職員：定年退職者等の行政経験・知識等を有効活用するため、従前の勤務実績に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定めて採用する職員。

(4) 職員の意識改革と能力開発

本市では、政令指定都市移行に伴い国・県から多くの事務が移譲されるとともに、権限や財源が大幅に拡大されたことから、新たな行政経営感覚を持ち、本市を取り巻く様々な環境の変化や直面する行政課題に迅速かつ的確に対応できる職員の育成が急務となっています。

このため、職員の発揮能力と実績を重視する新たな人事評価¹²を導入するとともに、職員の適性・志向等を踏まえたキャリア形成¹³を目指し、計画的な人事異動を実施します。

また、庁内公募制度等による若手・中堅職員の登用システムの構築や民間企業等職務経験者の採用等を積極的に行い、職員の意識改革を更に進めていきます。

一方、行財政改革を進めていくなかで、限られた財源や人材を有効に活用し、円滑な行財政運営を維持していくためには、職員の能力開発が不可欠であることから、マネジメント能力¹⁴や政策形成能力を向上させる研修をはじめ、時代に即した研修を重点的に実施します。

(5) 給与・福利厚生制度の見直し

① 給与制度の見直し

市民の納得が得られるよう、給与制度・運用・水準の適正化を推進します。

新たな人事評価制度の導入とあわせて、職員の発揮能力と実績が反映される昇給制度に改革するとともに、社会経済情勢の変化に対応した諸手当の見直しを行い、適正化を図ります。特に、特殊勤務手当¹⁵については、総合的な点検を実施し、制度の趣旨に合致しなくなったものについて、早急に見直しを行います。

② 福利厚生制度の見直し

福利厚生制度については、地方公務員法に定める職員の保健、元気回復その他厚生に関する事業の区分を明確にするるとともに、市民の理解が得られるよう適切かつ公正な事業とするため、点検・見直しを行います。

見直しに当たっては、他の地方公共団体との均衡、財政負担等にも考慮しつつ、適正な福利厚生制度となるよう検討を行い、効果的・計画的な事業の展開を図ります。

(6) 外郭団体¹⁶等改革の推進

外郭団体は、市と密接に連携し、行政を補完して公共サービスを提供するなどの目的から市が出資し、設立している団体です。しかし、社会経済情勢が急激に変化する中で、公共サービスのあり方が見直され、本市でも団体の設置目的やあり方の妥当性について検証をし、見直しを図る

12—新たな人事評価：これまでの年功序列型の人事ではなく、職務を通じて発揮した能力や意欲・態度、業績を適正に評価し、人材育成を図ること。

13—キャリア形成：関連する職務経験の積み重ねを通して、職務能力を作り上げていくこと。

14—マネジメント能力：コスト意識に基づいて、企業経営方式で部下を管理する能力。(経営管理能力)

15—特殊勤務手当：著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別な考慮を必要として、かつその特殊性を給料で考慮することが適当でない場合、その従事する職員に支給される手当

16—外郭団体：市が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資している団体及び市が人的又は財政的援助を行っている団体。

必要があります。

本市では、平成17年3月に「外郭団体の改革及び運営に関する指針」を策定し、各団体のあり方の見直しの方向性を示すとともに、団体が本来独立した経営主体であるとの再認識のもと、団体自ら積極的に改革・改善に取り組み、健全で自主的・自立的な経営基盤を確立していくための方策を示しています。具体的には、定期的な事業評価の実施や、評価結果に基づく経営改善計画の策定などを通じて、事業の効率化や職員の人事管理・給与制度の見直し、団体運営の透明性の確保等を自らの責任において取り組むこととします。

また、市の支援についても団体の事業規模や事業内容、経営状況などから市職員の派遣の必要性を再度点検するとともに、団体の自主的な経営努力を促す観点から財政的な支援についても徹底的に見直しを図ります。

4 IT等を活用した行政サービスの推進

(1) 利便性の高い行政サービスの提供

市民の立場に立った利便性の高い行政サービスを提供するために、ITを活用した行政サービス、業務の効率化による添付書類を含めた手続きそのものの簡素化・合理化、業務の民間委託等の推進、民間活力の導入の徹底などを図っていきます。

特にITを活用することにより、市民がいつでもどこからでも、必要な情報を入手ことができ、また、市民と行政の双方向のコミュニケーションが図れる情報化社会にふさわしいシステムを整備し、多様化・高度化する市民個々のニーズを的確に把握して、市民の視点に立った利便性の高い行政サービスの展開を図り、市民満足度の向上を目指していきます。

(2) 行政評価¹⁷に基づく新予算編成システムの構築と運用

本市では、行財政資源を効果的に配分し、簡素で効率的な行政運営を確立するシステムの構築を目指して、平成15年度から事務事業評価¹⁸を導入し、生活者の視点に立った成果重視、コスト重視の行政運営に努めています。

今後は、総合振興計画に掲げる本市の将来像を実現するために、政策・施策、事務事業を総合的に評価し、評価と予算編成が一体となった新予算編成システムを構築します。

また、評価の結果は、都市経営戦略会議において、次年度に優先的に推進する施策や重点化事業等を決定する基礎情報として活用していきます。

17—行政評価：各政策・施策・事務事業の効果や将来性などを総合的に検証、分析し、予算や人員などの行財政資源を最も効果的に配分するための手法。

18—事務事業評価：市の事務事業に対して前年度の費用対効果等を評価し、今後の改善策を検討するという事務改善の手法。

5 健全な財政運営の確保

(1) 事業、既存施設等の再編、廃止

市民のニーズや価値観の多様化が進む一方、現在の社会経済情勢により市税の大きな伸びが期待できない中では、限られた資源を有効に活用して最大の効果を得ることが重要です。そこで、本市の施策や事業については、市として実施する事業の必要性などについて改めて検証します。公共事業については、社会情勢や周辺環境の変化等を把握した上で、より客観的な観点から事業の優先性や必要性を検討し、併せて事業の効率性と透明性を高めます。

また、施設機能の転換、供用時間の延長などによって、可能な限り既存施設の有効活用を図ることとします。その上で、利用率の低下や必要性の薄れた施設については、転用や廃止を積極的に行います。

(2) 公共事業におけるコスト管理の徹底

公共事業におけるコスト管理には、次の視点で業務に取り組むことが必要不可欠です。

① 公共工事コスト縮減計画の一層の推進

限られた財源を有効に活用し、最少の経費で最大の効果を上げるため、「公共工事コスト縮減対策に関するさいたま市行動計画」を策定し、全庁的な取組みを実施しています。公共工事の計画、設計、施工及び維持管理の一連の作業の中で、すべての過程において見直すことで、総合的なコストの縮減を図ります。

② 道路、建築物、設備等公共施設の維持管理

行政、民間、NPO等の共同管理や業務の集約化などによるランニングコスト¹⁹の削減を図ります。また、将来に向けて、設計・施工、維持補修の平準化を検討し、ライフサイクルコスト²⁰を考慮した計画を策定します。また、既存施設については、費用対効果を高めるため適切な時期に適切な維持補修を行います。

③ 公共施設の適正配置及び管理運営の合理化

公共施設の新設については、その機能・役割分担を明確にし、運営方法や維持管理経費、周辺施設の状況を勘案して適正な配置を行います。

管理運営については、市民サービスの向上と運営の効率化に留意し、指定管理者制度の導入や民間委託などを推進します。

(3) 自主財源の確保・拡充

市税については、口座振替の加入促進及び日曜納税窓口等による納税機会の充実を図るとともに、公平な市民負担の観点から滞納整理の強化を行い、安定した歳入の確保に努めます。

また、起業支援や新産業の創出、既存産業の振興、企業誘致などに積極的に取り組むことによ

19—ランニングコスト：施設などを維持していくために必要な経費。

20—ライフサイクルコスト：建物などに対して建設から維持、運用、廃棄にいたるまでの総費用のこと。

り、経済の振興、雇用の促進に努め、安定的な税収の確保を目指します。

さらに、三位一体の改革については、真の地方分権時代にふさわしい地方税財政基盤の確立に向けた改革を継続し、消費税や法人税も含めた基幹税による税源移譲を早期に実現するように、県や他の政令指定都市とともに国に働きかけていきます。

また、未利用市有地や既存公共施設などを有効活用し、新たな自主財源の確保に努めます。

(4) 市民負担等のあり方の見直し

増大する行政需要のうち、市民に対して応益の観点から必要な費用負担を求めることがより公平性があると判断される行政サービスに対しては、受益と負担の関係の見直しを進めます。

使用料等については、本市をはじめとした地方公共団体の厳しい財政状況はもとより、受益とコストの均衡、市民負担の適正化や公平性、そして、受益者負担の原則²¹に立ち改めて検証します。その際には、施設の利用実態や利用者からの意見なども考慮しながら、著しく受益者負担の低いもの、あるいは他の地方公共団体における類似施設や民間施設等の使用料等の額と比較して差の大きいものについて、その適正化に努めるべく額の改定を積極的に検討します。

なお、現在無料の各種行政サービスについても、受益者負担の適正化や公平性の観点から、有料化を含め慎重に検討します。

また、市が行政上の目的を持って民間等の活動を育成するために給付する補助金については、従来からの制度を単に継承し、長期化、固定化することなく、その効果が低くなったもの、役割が薄れたものについては、補助金額の見直しや、時代の要請にあった補助制度の改変を進めます。

(5) 公営企業²²の健全運営

公営企業の経営にあっては、中期経営計画の策定などによる計画的かつ効率的な経営とともに、料金の適正化による収入の確保などを図ることによって、経営基盤を強化し、健全な経営を推進します。

企業経営の透明性をより一層高めるため、行政評価等の実施、財務内容など経営に関する情報などの積極的な開示を行います。情報開示に当たっては、会計制度や事業内容等を市民にわかりやすく開示するとともに、類似の公営企業などのデータを加え、市民の理解、評価が容易にできるよう工夫するものとしします。

また、組織や事務事業の見直し、民間委託の推進等により、引き続き定員管理の適正化に努めます。

21—受益者負担の原則：行政サービスの効果が一部の個人や企業のみならず、費用の一部を当該個人等に負担してもらうこと。

22—公営企業：地方公共団体が経営する企業。事業にかかる経費をその事業経営に伴う収入で賄うという独立採算を原則としている。

Ⅲ 具体的取組み

目次

1 市民との協働によるまちづくり

(1) 協働の仕組みづくり	15
(2) 市民活動の促進と支援	16
(3) 市民との情報共有	17
(4) 区民会議の充実	17

2 民間活力の導入

(1) 民間委託等の推進	17
(2) 指定管理者制度の活用	19
(3) PFI等による民間活力の導入	22

3 分権型社会に対応した行政体制の確立

(1) 局長・区長への権限移譲	23
(2) 効率的な組織・機構の整備	23
(3) 職員の適正配置の推進	24
(4) 職員の意識改革と能力開発	24
(5) 給与・福利厚生制度の見直し	25
(6) 外郭団体等改革の推進	25

4 IT等を活用した行政サービスの推進

(1) 利便性の高い行政サービスの提供	28
(2) 行政評価に基づく新予算編成システムの構築と運用	29

5 健全な財政運営の確保

(1) 事業、既存施設等の再編、廃止	29
(2) 公共事業におけるコスト管理の徹底	31
(3) 自主財源の確保・拡充	31
(4) 市民負担等のあり方の見直し	32
(5) 公営企業の健全運営	32

1 市民との協働によるまちづくり

(1) 協働の仕組みづくり

事業名	改革の内容	改革の目標
1 パブリック・コメント制度 (コミュニティ課)	市の基本的な政策等の策定にあたり、当該政策等の形成過程の情報を公表し、公表した情報に関して提出された市民等の意見及び意見に対する市の考え方を公表することにより、市民等の意見を市の政策等に反映させます。	実施案件1件あたりの意見提出を平成22年度までに220件にします。(平成16年度121件)
2 市民活動団体等支援事業 (市民活動支援室)	市民の自主的な活動の活性化を図るため、NPOやボランティア団体の活動情報の提供や相互交流の場の創出など、活動環境の整備を行います。	1課1事業を目標に市民と行政の協働による事業を平成22年度までに225事業にします。(平成16年度105事業)
3 地域防犯活動の充実 (市民総務課)	地域防犯組織の設置を促進し、これに市、警察機関を加えた横断的な連絡協議会を立ち上げることを目的として支援を行います。	平成19年度に実施します。
4 市民協働による緑地保全 (公園みどり課)	指定緑地 ¹ の拡大と、市民ボランティア活動を促進します。	平成22年度までにボランティアを50名増加し、市民との協働の取組みを実施します。
5 街路樹を育てる里親制度の創設 (道路環境課)	「さいたま市道路里親制度」 ² を拡充し、道路美化の観点も踏まえ、市民とのパートナーシップにより街路樹を育てる制度を創設します。	平成18年度中に仕組みを構築します。
6 住民参加による維持管理 (高沼用水路整備事業)(河川課)	市民参加型による整備基本計画を策定し、整備後も、地域に根ざしたコミュニティ活動として、住民主導による管理を支援していきます。	平成22年度から住民主導による管理を支援します。
7 市民との協働による事業運営の導入 (浦和くらしの博物館民家園)	ハーベストクラブ ³ を市民との協働で実施します。	平成18年度にボランティア主体率を50%にします。

1——指定緑地：良好な自然環境を有する樹林地のうち、市民の利用が可能なものを、法律に基づく市民緑地や条例に基づく自然緑地として指定された緑地。

2——道路里親制度：住民団体や企業などがボランティアで行う道路の清掃美化活動を市がバックアップしている制度。

3——ハーベストクラブ：農作業体験に使われる畑をボランティア参加による管理・運営とするもの。

(2) 市民活動の促進と支援

事業名	改革の内容	改革の目標
2 市民活動団体等  支援事業 (市民活動支援室)	市民の自主的な活動の活性化を図るため、NPOやボランティア団体の活動情報の提供や相互交流の場の創出など、活動環境の整備を行います。	1課1事業を目標に市民と行政の協働による事業を平成22年度までに225事業にします。(平成16年度105事業)
8 (仮)市民活動サポートセンターの整備 (市民活動支援室)	NPOやボランティア団体などの活動を支援し、その活性化を図るための拠点として(仮)市民活動サポートセンターを整備します。	平成19年度に開設します。
3 地域防犯活動の充実  (市民総務課)	地域防犯組織の設置を促進し、これに市、警察機関を加えた横断的な連絡協議会を立ち上げることを目的として支援を行います。	平成19年度に実施します。
4 市民協働による  緑地保全 (公園みどり課)	指定緑地の拡大と、市民ボランティア活動を促進します。	平成22年度までにボランティアを50名増加し、市民との協働の取組みを実施します。
5 街路樹を育てる  里親制度の創設 (道路環境課)	「さいたま市道路里親制度」を拡充し、道路美化の観点も踏まえ、市民とのパートナーシップにより街路樹を育てる制度を創設します。	平成18年度までに仕組みを構築します。
6 住民参加による  維持管理 (高沼用水路整備事業)(河川課)	市民参加型による整備基本計画を策定し、整備後も、地域に根ざしたコミュニティ活動として、住民主導による管理を支援していきます。	平成22年度から住民主導による管理を支援します。
7 市民との協働による  事業運営の導入 (浦和くらしの博物館民家園)	ハーベストクラブ(畑の管理・運営)を市民との協働で実施します。	平成18年度にボランティア主体率を50%にします。

(3) 市民との情報共有

事業名	改革の内容	改革の目標
1 パブリック・コメント制度 (コミュニティ課)	市の基本的な政策等の策定にあたり、当該政策等の形成過程の情報を公表し、公表した情報に関して提出された市民等の意見及び意見に対する市の考え方を公表することにより、市民等の意見を市の政策等に反映させます。	実施案件1件あたりの意見提出を平成22年度までに220件にします。(平成16年度121件)
9 市政総合案内「さいたまコールセンター」の開設 (情報政策課)	市民からのよくある質問と、その回答を一元管理することによって、市民の電話等による問い合わせにワンストップで対応するとともに、市民のニーズを分析し、行政経営、政策形成に反映させていきます。	平成19年度までにコールセンターを開設し、開設当初の市民満足度を80%、開設後4年目からは90%にします。
10 電子申請による情報公開請求 (市政情報課)	行政情報検索資料をインターネットで提供することにより、電子申請による情報公開請求を可能にして、市民の利便性を図ります。	平成20年度に実施し、年度申請件数の5%を電子申請によるものにします。

(4) 区民会議の充実

事業名	改革の内容	改革の目標
11 区民会議制度 (コミュニティ課)	区民の意見を区政に反映するとともに、地域のさまざまな課題解決を図り、区の特徴を活かした魅力あるまちづくりの実現を図ることを目的として、まちづくりへの提言や実践活動などを行います。	区民と行政の協働による魅力あるまちづくりを実践します。

2 民間活力の導入

(1) 民間委託等の推進

事業名	改革の内容	改革の目標
12 総務事務の委託化 (情報政策課、改革推進室)	総務部門への庁内申請等を電子化することにより、それに携わる職員の事務を軽減するとともに、総務部門の組織の一元化や委託化の可能性を検討します。	平成20年度までに委託の可能性を検討します。
13 庁用乗用車の委託化 (庁舎管理課)	庁用乗用車(大型バス、マイクロバスを含む)の更新時及び法令等により運行規制対象となる車両については、順次民間委託化を図ります。	平成22年度までに全車両の20%をリース車両とし、大型バス1台、マイクロバス1台を民間委託します。

事業名	改革の内容	改革の目標
14 思い出の里会館の運営の委託化 (思い出の里市営霊園事務所)	思い出の里会館で実施している葬祭業務等を委託化します。	平成19年度までに委託化し、職員3名を削減します。
15 保育園用務業務の委託化 (保育課)	定年退職者の補充として、順次委託化します。	平成22年度までに職員7名を削減します。
16 家庭系一般廃棄物に係る効率的な収集体制の構築 (廃棄物政策課)	旧市域ごとの収集体制となっている家庭ごみ収集運搬業務について、より一層効率的な委託・直営の地域や役割の見直しを行い、全市域で効率的な収集体制を構築します。	直営の地域や役割を見直し、順次、民間委託します。平成18年度に岩槻区の直営部分を委託します。
17 看護補助業務の委託化 (市立病院事務局庶務課)	正職員及び臨時職員によって行っている看護補助業務を委託化します。	平成22年度までに正職員3名と臨時職員4名を削減します。
18 学校用務業務の委託化 (教育総務課)	用務担当職員が定年退職した場合、再任用職員を配置してもなお欠員が生じた学校について、用務業務を民間に委託します。	平成22年度までに職員14名を削減します。
19 小学校給食調理業務の委託化 (健康教育課、教育総務課)	小学校給食調理業務について、民間委託の実施に向けて検討します。	委託計画を策定し、平成19年度から順次、実施します。
20 浄配水場監視業務の委託化 (配水管理事務所、職員課)	施設の管理体制や業務執行体制を見直し、職員が交替制で従事する配水の監視制御等、夜間業務及び土日祝祭日の日勤業務を委託します。	平成22年度までに実施し、職員4名を削減します。
21 水道料金徴収業務の委託化 (営業管理課、営業所、職員課)	職員が行っている水道使用の中止精算等徴収業務を委託化します。	平成19年度までに実施し、職員8名を削減します。
22 外国語指導助手の委託化 (指導1課)	教育特区小・中一貫「英会話」の導入により、外国語指導助手の増員が必要となることから、経費の削減となる民間委託を検討します。	平成20年度までに委託の割合を80%以上に増やし、事業費を削減します。
23 図書館業務の委託化 (北浦和図書館)	主幹的業務を除く窓口業務(貸出、返本、書架整理等の定型的業務)について委託化を検討します。	平成19年度から順次実施します。

(2) 指定管理者制度の活用

事業名	改革の内容	改革の目標
24 東大宮コミュニティセンター外11施設の指定管理者制度の導入(コミュニティ課)	コミュニティ施設に指定管理者制度を導入します。	平成18年度から指定管理者制度を導入します。
25 浦和岸町コミュニティセンター外4施設の管理のあり方の見直し(コミュニティ課)	現在、直営で運営しているコミュニティ施設について指定管理者制度の導入を含め、管理のあり方を見直します。	平成20年度までに管理のあり方を見直します。
26 新治ファミリーランドの指定管理者制度の導入(市民総務課)	新治ファミリーランドに指定管理者制度を導入します。	平成18年度から指定管理者制度を導入します。
27 しらさぎ荘の指定管理者制度の導入(しらさぎ荘)	現在、直営で運営しているしらさぎ荘に指定管理者制度を導入します。	平成20年度から指定管理者制度を導入します。
28 南郷ふるさとの家の指定管理者制度の導入(市民総務課)	現在、直営で運営している南郷ふるさとの家に指定管理者制度を導入します。	平成20年度から指定管理者制度を導入します。
29 南郷荘の指定管理者制度の導入(市民総務課)	現在、直営で運営している南郷荘に指定管理者制度を導入します。	平成20年度から指定管理者制度を導入します。
30 大宮ソニック市民ホールの指定管理者制度の導入(市民総務課)	大宮ソニック市民ホールに指定管理者制度を導入します。	平成18年度から指定管理者制度を導入します。
31 自転車駐車場の指定管理者制度の導入(交通安全課)	自転車駐車場に指定管理者制度を導入します。	平成18年度から指定管理者制度を導入します。
32 自動車駐車場の指定管理者制度の導入(交通安全課)	北浦和臨時駐車場、北与野駅北口地下駐車場、桜木駐車場、岩槻駅東口公共駐車場に指定管理者制度を導入します。	平成18年度から指定管理者制度を導入します。
33 文化会館、伝統文化施設等の指定管理者制度の導入(文化振興課)	文化会館、伝統文化館、プラザイーストに指定管理者制度を導入します。	平成18年度から指定管理者制度を導入します。
34 見沼ヘルシーランドの指定管理者制度の導入(見沼ヘルシーランド)	現在、直営で運営している見沼ヘルシーランドに指定管理者制度を導入します。	平成20年度から指定管理者制度を導入します。

事業名	改革の内容	改革の目標
35 ブラザウエストの管理のあり方の見直し(ブラザウエスト)	現在、直営で運営しているブラザウエストについて指定管理者制度の導入を含め、管理のあり方を見直します。	平成20年度までに管理のあり方を見直します。
36 浦和ふれあい館、大宮ふれあい福祉センターの指定管理者制度の導入(福祉総務課)	浦和ふれあい館、大宮ふれあい福祉センターに指定管理者制度を導入します。	平成18年度から指定管理者制度を導入します。
37 グリーンヒルうらわの指定管理者制度の導入(高齢福祉課)	グリーンヒルうらわに指定管理者制度を導入します。	平成18年度から指定管理者制度を導入します。
38 老人福祉センターの指定管理者制度の導入(高齢福祉課)	老人福祉センター(和楽荘、寿楽荘、あずま荘、東楽園、しもか荘、いこい荘、馬宮荘、槻寿苑)に指定管理者制度を導入します。	平成18年度から指定管理者制度を導入します。
39 健康福祉センター西楽園の指定管理者制度の導入(高齢福祉課)	健康福祉センター西楽園に指定管理者制度を導入します。	平成18年度から指定管理者制度を導入します。
40 老人憩いの家の指定管理者制度の導入(高齢福祉課)	老人憩いの家10施設に指定管理者制度を導入します。	平成18年度から指定管理者制度を導入します。
41 老人憩いの家ふれあいプラザの管理のあり方の見直し(高齢福祉課)	現在、直営で運営している老人憩いの家ふれあいプラザに指定管理者制度の導入を含め、管理のあり方を見直します。	平成20年度までに管理のあり方を見直します。
42 高齢者デイサービスセンターの指定管理者制度の導入(高齢福祉課)	高齢者デイサービスセンター3施設に指定管理者制度を導入します。	平成18年度から指定管理者制度を導入します。
43 与野本町デイサービスセンターの指定管理者制度の導入(高齢福祉課)	与野本町デイサービスセンターに指定管理者制度を導入します。	平成18年度から指定管理者制度を導入します。
44 心身障害者福祉施設みのり園の指定管理者制度の導入(障害福祉課)	心身障害者福祉施設みのり園に指定管理者制度を導入します。	平成18年度から指定管理者制度を導入します。
45 大崎むつみの里の指定管理者制度の導入(障害福祉課)	大崎むつみの里に指定管理者制度を導入します。	平成18年度から指定管理者制度を導入します。

	事業名	改革の内容	改革の目標
46	春光園の指定管理者制度の導入(障害福祉課)	春光園に指定管理者制度を導入します。	平成18年度から指定管理者制度を導入します。
47	日進職業センターの指定管理者制度の導入(障害福祉課)	日進職業センターに指定管理者制度を導入します。	平成18年度から指定管理者制度を導入します。
48	かやの木作業所の指定管理者制度の導入(障害福祉課)	かやの木作業所に指定管理者制度を導入します。	平成18年度から指定管理者制度を導入します。
49	みずき園の指定管理者制度の導入(障害福祉課)	みずき園に指定管理者制度を導入します。	平成18年度から指定管理者制度を導入します。
50	さくら草学園の指定管理者制度の導入(障害福祉課)	さくら草学園に指定管理者制度を導入します。	平成18年度から指定管理者制度を導入します。
51	杉の子園の指定管理者制度の導入(障害福祉課)	杉の子園に指定管理者制度を導入します。	平成18年度から指定管理者制度を導入します。
52	大砂土身体障害者デイサービスセンターの指定管理者制度の導入(障害福祉課)	大砂土身体障害者デイサービスセンターに指定管理者制度を導入します。	平成18年度から指定管理者制度を導入します。
53	槻の木の指定管理者制度の導入(障害福祉課)	槻の木に指定管理者制度を導入します。	平成18年度から指定管理者制度を導入します。
54	心身障害者地域デイケア施設(第1やまぶき、第2やまぶき)の指定管理者制度の導入(障害福祉課)	心身障害者地域デイケア施設(第1やまぶき、第2やまぶき)に指定管理者制度を導入します。	平成18年度から指定管理者制度を導入します。
55	児童センター・母子生活支援施設の指定管理者制度の導入(子育て支援課)	児童センター16施設、母子生活支援施設2施設に指定管理者制度を導入します。	平成18年度から指定管理者制度を導入します。
56	放課後児童クラブの指定管理者制度の導入(保育課)	放課後児童クラブ72施設に指定管理者制度を導入します。	平成18年度から指定管理者制度を導入します。

事業名	改革の内容	改革の目標
57 産業文化センターの指定管理者制度の導入(経済政策課)	産業文化センターに指定管理者制度を導入します。	平成18年度から指定管理者制度を導入します。
58 勤労女性センター、勤労女性ホームの指定管理者制度の導入(労政経済課)	勤労女性センター、勤労女性ホームに指定管理者制度を導入します。	平成18年度から指定管理者制度を導入します。
59 公園等の指定管理者制度の導入(公園みどり課)	公園等に指定管理者制度を導入します。	平成18年度から指定管理者制度を導入します。
60 改良住宅・市民住宅の指定管理者制度の導入(住宅課)	公営住宅のうち、改良住宅・市民住宅に指定管理者制度を導入します。	平成18年度から指定管理者制度を導入します。
61 宇宙劇場の指定管理者制度の導入(青少年宇宙科学館)	宇宙劇場に指定管理者制度を導入します。	平成18年度から指定管理者制度を導入します。
62 駒場体育館、浦和西体育館、大宮体育館、与野体育館、大宮武道館の指定管理者制度の導入(体育課)	駒場体育館、浦和西体育館、大宮体育館、与野体育館、大宮武道館に指定管理者制度を導入します。	平成18年度から指定管理者制度を導入します。
63 記念総合体育館への指定管理者制度の導入(記念総合体育館)	現在、直営で運営している記念総合体育館に指定管理者制度を導入します。	平成22年度から指定管理者制度を導入します。
64 うらわ美術館の指定管理者制度の導入(うらわ美術館)	現在、直営で運営しているうらわ美術館に指定管理者制度を導入します。	平成22年度から指定管理者制度を導入します。

(3) PFI等による民間活力の導入

事業名	改革の内容	改革の目標
65 養護老人ホーム富士見園の民間社会福祉法人への譲渡(高齢福祉課)	養護老人ホームの施設を譲渡し、施設の建替費用を軽減するとともに、効率的運営を行います。	平成18年度に施設を譲渡します。
66 民間活力による認可保育所の整備(子育て支援課、保育課)	保育所待機児童を解消するために創設する保育所は、民間活力の導入により、幼稚園併設型も含め民設民営による整備を促します。	平成21年度4月に保育所の定員を10,400人にします。(平成17年度定員9,443人)

3 分権型社会に対応した行政体制の確立

(1) 局長・区長への権限移譲

事業名	改革の内容	改革の目標
67 予算編成の局等権限移譲による制度改革（財政課）	各局、各区のあり方を検証のうえ、局長、区長に必要な権限移譲を行います。	平成20年度以降必要な権限移譲を実施します。
68 区長の権限強化によるまちづくり（区政課）	区のあり方について検証を行い、効率的に区政運営が図られるよう、区長の権限について精査します。特に区長の権限では、区の自主執行予算である「区民まちづくり推進費」に係る予算要求権等について、順次、検討を行います。	平成19年度を目途に必要な権限移譲を実施します。

(2) 効率的な組織・機構の整備

事業名	改革の内容	改革の目標
69 グループ制 ⁴ の効果的運用（改革推進室）	限られた人数で、円滑に事務処理を行うことを目的に導入した「グループ制」について、その現状や改善すべき課題を整理し、職員の有効活用を図ります。	時間外勤務手当を1割程度削減していきます。
70 ワンストップサービスの充実（改革推進室）	本庁事務と区役所事務のあり方を検証するとともに、地域における総合的な市民サービスの拠点機関と位置づける区役所の更なる充実を図ります。	平成20年度までに市民満足度の向上を目指した見直しをします。
9 市政総合案内「さいたまコールセンター」の開設（情報政策課）	市民からのよくある質問と、その回答を一元管理することによって、市民の電話等による問い合わせにワンストップで対応するとともに、市民のニーズを分析し、行政経営、政策形成に反映させていきます。	平成19年度までにコールセンターを開設し、開設当初の市民満足度を80%、開設後4年目からは90%にします。
71 粗大ごみ収集に係る効率的な受付体制の構築（廃棄物政策課）	各清掃事務所ごとに行っている粗大ごみ受付業務について、受付システムを拡大し、受付センター化を図ることにより、効率的な受付体制を構築します。	平成18年度に実施します。

4——グループ制：係制を廃止し、係制による組織の壁を取り払い、緊急に対応しなければならない事務や時期的に変化する事務量に弾力的に対応できる体制を可能とする制度。本市では平成15年度から導入。

(3) 職員の適正配置の推進

事業名	改革の内容	改革の目標
72 定員適正化計画の策定 (人事課)	行政需要への対応に配慮しつつ、事務事業の徹底した見直し、民間委託の積極的な検討などにより計画的な職員数の削減を図ります。	平成22年4月までに4.6%を上回る削減を行います。(平成17年4月と比較)

(4) 職員の意識改革と能力開発

事業名	改革の内容	改革の目標
73 管理職登用へのシステム構築 (人事課)	団塊の世代の大量退職に対応した計画的な管理職登用を行うとともに、能力や実績を重視し、意欲ある若手職員を管理職に登用するシステムを構築します。	平成19年度までに実施します。
74 人事評価制度の導入 (人事課)	能力・業績を重視した公平・公正な人事評価を実施し、職員の能力開発と意識改革を効果的に推進していきます。	平成18年度に試行を行い、平成19年度から実施します。
75 多様な人材の活用と確保 (人事課)	意欲的な職員に登用するため、その実施にあたり庁内から広く人材を募ることが適当な業務を対象として公募を行うとともに、優れた人材を確保することを目的とし、採用試験において民間企業経験者の採用枠を設けます。	平成18年度に実施します。
76 職員研修の充実 (人材育成課)	マネジメント能力を高めるカリキュラムの充実、リーガルマインド ⁵ の養成、政策形成能力の向上に重点を置いて研修を実施するほか、各職員及び各職場が人財開発の主体として意識を持ち、自発的に学習する機運を高めるため、積極的に支援していきます。	職員の能力の向上と意識改革を図ります。

5—リーガルマインド: 法的な見方・考え方、法的に筋道を立てて考える力、法律を実際に適用するにあたって必要とされる柔軟かつ的確な判断力のこと、また、正義・人権・自由・平等などの法的な価値を尊重する感覚のこと。

(5) 給与・福利厚生制度の見直し

事業名	改革の内容	改革の目標
77 諸手当の見直し (給与課)	諸手当の見直しを実施し、特に特殊勤務手当については、制度の趣旨を踏まえ、種類・支給基準について検討を行います。	平成18年度までに印刷業務手当、調理業務手当、清掃業務手当、変則勤務手当等を見直します。
78 職員クラブ管理運営事業の廃止(厚生課)	施設利用が少人数に限定され、利用率も低いため、職員クラブ管理運営事業の廃止に向け検討を行います。	平成18年度に実施します。
79 教職員住宅維持管理業務の見直し (教職員課)	老朽化や入居者の減少により、教職員住宅のあり方について見直しを行います。	平成19年度までに見直します。

(6) 外郭団体等改革の推進

事業名	改革の内容	改革の目標
80 (財)さいたま市公立施設管理公社の改革推進(コミュニティ課)	団体の経営改善計画の実施、さらに、外郭団体の統合について具体的な計画の策定を指導します。	経営改善計画を実施し、(財)さいたま市文化振興事業団と統合します。
81 (財)浦和パーキングセンターの改革推進(交通安全課)	団体の自主的な改革・改善を促し、長期的に効率のよい運営が可能となるよう経営改善の指導を行います。	平成18年度に改善計画を策定し、平成19年度から経営改善に取り組み、経費削減を図ります。
82 さいたま市土地開発公社の経営の健全化(用地管財課)	公社の長期保有地の解消を図るため、各事業所管課に早期の事業化を促します。	平成22年度を目途に公社保有地を5年間で約200億円の買戻しをすることで、2億円歳出を削減します。
83 (財)さいたま市文化振興事業団の改革推進(文化振興課)	団体の経営改善計画の策定・実施、さらに外郭団体の統合について具体的な計画の策定を指導します。	経営改善計画を実施し、(財)さいたま市公立施設管理公社と統合します。
84 (財)さいたま市国際交流協会の改革の推進(国際交流課)	長期的に効率のよい運営が可能となるよう、経営改善の指導を行います。	平成21年度に市派遣職員を2名から1名にします。
85 (財)さいたま市浦和地域医療センターの改革推進(健康増進課)	一部同一事業を実施している(財)在宅ケアサービス公社との一体化を含めて検討を進めます。	同一事業の整理・一体化等について取り組みます。

事業名	改革の内容	改革の目標
86 浦和総業(株)の改革推進(生活衛生課)	市は株主として積極的に経営の合理化について指導・助言します。	引き続き経営の合理化に取り組むよう指導します。
87 (社福)さいたま市社会福祉協議会の改革推進(福祉総務課)	団体の自主的な改革・改善を促すとともに、人的支援や財政的支援について見直します。	平成18年度に改革・改善計画を策定し、平成19年度から実施します。
88 (社福)さいたま市社会福祉事業団の改革推進(福祉総務課)	団体の自主的な改革・改善を促すとともに、人的支援や財政的支援について見直します。	平成18年度まで改善3ヵ年計画を実施し、平成19年度から(仮称)第2次改善3ヵ年計画を実施します。
89 さいたま市シルバー人材センター事業の改革推進(高齢福祉課)	給与体系を見直すなど人件費の削減を図るよう指導します。	平成19年度給与体系を見直します。
90 (財)さいたま市在宅ケアサービス公社の改革推進(高齢福祉課)	市派遣職員の削減を図り、内部組織を専門職集団化するとともに、財源確保に向けた公社有償在宅福祉サービス事業を見直し、事業拡大を図るよう指導します。 一部同一事業を実施している(財)さいたま市浦和地域医療センターとの一体化を含めて検討を進めます。	平成19年度までに市派遣職員を7名削減します。 同一事業の整理・一体化等について取り組みます。
91 (社)さいたま観光コンベンションビューローの改革推進(観光政策室)	現在策定中の「さいたま市観光振興ビジョン」に基づき、効率的な事務の執行を行うよう指導します。	コンベンション事業の充実を図ります。
92 (財)さいたま市産業創造財団の改革推進(経済政策課)	団体の組織・人事を見直し、経験豊富な民間人材を契約職員として積極的に登用することにより、市派遣職員の減員を図ります。	平成20年度から順次派遣職員から契約職員へ移行します。
93 浦和商业開発(株)の改革推進(経済政策課)	既に人件費や施設修繕費等のコスト抑制に取り組んでおり、その取組みを引き続き支持していきます。	現在の経営努力を継続するよう指導・助言を行います。
94 (株)大宮生鮮食料品低温貯蔵センターの改革推進(農政課)	設立から約30年が経過し、施設が老朽化しており、今後の運営について(株)大宮中央青果市場と協議し、今後の出資のあり方を含め、市の方針を決定します。	平成18年度中に市の方針を決定します。
95 (財)さいたま市公園緑地協会の改革推進(公園みどり課)	事業面のみならず、組織、人事、給与等内部管理も含め、課題や問題を洗い出し、改善に向けた具体的な取組みや目標を明らかにした計画を策定し、抜本的な改善を図るよう指導します。	経営改善計画3ヵ年計画(平成18年度～20年度)に取り組み、経費を縮減します。

事業名	改革の内容	改革の目標
96 (財)さいたま市 土地区画整理協会の 改革推進 (区画整理課)	自立的な経営基盤を目指し、公益性を阻害しない範囲において、経費削減等により収益性を高めるよう努力し、結果として市の支援を最小限に抑えるよう、経営状況の見直しを指導します。	経営状況を判断し、必要な指導を行います。
97 (財)さいたま市 都市整備公社の 運営改善 (都市整備課)	団体自ら積極的に改革・改善に取り組み、健全な経営基盤を確立するための計画策定を求め、経営安定化を促進するとともに、抜本的な市の支援の見直しを図ります。	平成18年度に計画策定の指導を実施し、平成19年度から経費縮減を図ります。
98 与野都市開発(株)の 運営改善 (都市整備課)	団体自らの責任において、積極的に改革・改善に取り組み、健全で自主・自立的な経営基盤を確立するための計画策定を求め、経営改善につなげるとともに、市の支援の必要性を検討し、見直しを図ります。	平成18年度に計画策定の指導を実施し、平成19年度から経営改善に取り組みます。
99 北浦和 バスターミナル(株) の運営改善 (都市整備課)	団体自ら積極的に改革・改善に取り組み、健全な経営基盤を確立するための計画策定を求め、経営改善につなげるとともに、抜本的な市の支援の見直しを図ります。	平成18年度に計画策定の指導を実施し、平成19年度から経費縮減を図ります。
100 岩槻都市振興(株) の運営改善 (都市整備課)	団体自らの責任において、積極的に改革・改善に取り組み、健全で自主・自立的な経営基盤を確立するための計画策定を求め、経営改善につなげるとともに、市の支援の必要性を検討し、見直しを図ります。	平成18年度までに計画策定の指導を実施し、平成19年度から経営改善に取り組みます。
101 (財)埼玉水道 サービス公社の 改革推進(職員課)	団体の改革を実施するため、経営改善計画の推進について指導、助言を行います。	経営分析結果に基づき、業務全般の見直しを行い、経営改善計画を推進します。
102 (財)さいたま市 体育協会の 改革推進(体育課)	団体への補助金を見直し、自主的な事業展開による新たな財源確保を指導します。	平成20年度に見直します。
103 (財)さいたま市 学校給食協会の廃止 (与野本町 学校給食センター)	平成18年度末を目途に単独校調理方式に切り替えるため、(財)さいたま市学校給食協会を廃止します。	平成18年度で廃止します。

4 IT等を活用した行政サービスの推進

(1) 利便性の高い行政サービスの提供

事業名	改革の内容	改革の目標
9 再掲 市政総合案内「さいたまコールセンター」の開設（情報政策課）	市民からのよくある質問と、その回答を一元管理することによって、市民の電話等による問い合わせにワンストップで対応するとともに、市民のニーズを分析し、行政経営、政策形成に反映させていきます。	平成19年度までにコールセンターを開設し、開設当初の市民満足度を80%、開設後4年目からは90%にします。
104 電子申請システムの導入（情報政策課）	市民や企業が、パソコンから、24時間、各種の申請・届出などの手続きを行えるよう、電子申請システムを導入します。	平成18年度に運用開始し、平成20年度に申請件数100件にします。
10 再掲 電子申請による情報公開請求（市政情報課）	行政情報検索資料をインターネットで提供することにより、電子申請による情報公開請求を可能にして、市民の利便性を図ります。	平成20年度に実施し、年度申請件数の5%を電子申請によるものにします。
70 再掲 ワンストップサービスの充実（改革推進室）	本庁事務と区役所事務のあり方を検証するとともに、地域における総合的な市民サービスの拠点機関と位置づける区役所の更なる充実を図ります。	平成20年度までに市民満足度の向上を目指した見直しをします。
105 区役所窓口サービスの充実（区政課）	市民ニーズ、費用対効果等を勘案しながら、ワンストップ化などを始め、区役所窓口サービスの改善・拡充方策を検討し、充実を図ります。	平成20年度までに改善・拡充を実施し、来庁者の満足度を高めます。
106 物品購入の入札・契約手続きに係るIT化（電子入札）の推進（契約課）	物品購入に係る業者申請、選定、入札・契約等について、事務の効率化、公平性や透明性を図るとともに、入札情報の掲示や開札結果の公表等を電子で行えるよう構築します。	平成21年度までにシステムを構築し、平成22年度一部試行します。
107 公共工事の入札・契約手続きに係るIT化（電子入札）の推進（契約課）	建設工事等に係る業者申請、選定、入札・契約等について、事務の効率化、公平性や透明性を図るとともに、入札情報の掲示や開札結果の公表等を電子で行えるよう構築します。	平成18年度に対象工事を拡大し、平成19年度本格導入します。
108 地方税電子申告システムの導入・推進（税制課、市民税課、固定資産税課）	平成18年1月から導入した地方税電子申告システム（eLTAX）について、法人市民税や固定資産税（償却資産）以外の税目等についても導入を進めます。	市民周知を図り、取扱い件数を増加させます。
109 マルチペイメントネットワーク ⁶ の導入（出納課）	地方公共団体と金融機関を共同のネットワークで接続する「マルチペイメントネットワーク」を構築し、納付体制を整備します。	平成19年度に導入します。

6— マルチペイメントネットワーク：公共料金などの支払いが金融機関の窓口以外でも、パソコンやATMなどを利用してできるようになること。

事業名	改革の内容	改革の目標
110 農地情報管理システムの構築 (農業振興課)	現行の電算システム・農地転用履歴検索システム・岩槻区農政管理システム・マイクロフィルムを統合し、地図情報システムを新たに追加した一元かつ即時的に管理しうる新システムを構築します。	平成20年度までに実施します。 コストを縮減し、市民等の待ち時間を40%短縮します。

(2) 行政評価に基づく新予算編成システムの構築と運用

事業名	改革の内容	改革の目標
111 行政評価と予算編成との連携 (改革推進室、財政課)	行政評価の結果を反映させた予算要求及び予算配分手法を確立します。	平成20年度に新予算編成システムを構築します。

5 健全な財政運営の確保

(1) 事業、既存施設等の再編、廃止

事業名	改革の内容	改革の目標
112 情報システムの再編 (情報政策課)	3市合併や政令指定都市への移行により、複雑化、老朽化、肥大化している情報システムをスリム化し、情報システムのあり方を見直すことで、情報システムを最適化し、コストの削減を進めます。	平成22年度のIT総経費を平成17年度に対して約24億円を削減します。
113 交通災害共済事業の見直し・検討 (市民総務課)	民間保険の普及・充実など、創設当時とは時代背景が異なるため、総合的に事業の方向性（継続見直し、委託見直し、事業廃止等）を検討します。	平成17年度中に方向性を決め、平成18、19年度で見直します。
114 郵便局証明書等発行事務事業における取扱郵便局の見直し (市民総務課)	証明書等発行件数及び市窓口からの距離等を勘案して取扱郵便局を見直します。	平成20年度までに取扱郵便局を見直します。
115 火災予防イベントのあり方及び実施方法の見直し（予防課）	火災予防の普及啓発を図るため、消防フェアにより多くの市民が参加できるよう、順次各行政区で開催し、消防広報を推進します。	毎年度20,000人の参加を目指します。
116 学校災害救済制度事業の見直し (健康教育課)	日本スポーツ振興センターの共済事業、さいたま市学校災害救済事業、全国市長会共済事業のうち全国市長会共済事業を見直します。	平成18年度に全国市長会共済事業の内容変更をします。

事業名	改革の内容	改革の目標
117 さいたま市学校課題研究等交付金の見直し（指導1課）	全学校に対し一律に交付されている学校課題研究等交付金を見直し、今後、研究委嘱、指定、自主発表校補助金等へ整理統合します。	平成18年度までに学校課題研究等交付金を見直します。
118 文学館整備事業の見直し（生涯学習振興課）	文学館建設については見送ることとし、資料収集・整理を終了します。	平成18年度に資料収集・整理を終了します。
119 与野郷土資料館建設事業の廃止（生涯学習振興課）	与野郷土資料館の建設を取り止め、既存施設を活用した展示、保存を行います。	平成19年度に事業を廃止します。
120 学校施設（余裕教室・夜間）の管理責任のルールづくり（生涯学習振興課）	余裕教室や夜間の学校施設（体育館、校庭、特別教室など）の管理責任ルール作り及び施設開放の方向性や条件整備を示し、市民の利用を可能にします。	平成22年度から条件が整った学校において、施設開放を実施します。
121 教育委員会所有のバス運行業務の廃止（生涯学習振興課）	市及び教育委員会主催におけるバスの運行管理業務を廃止し、民間バス借上げの方式に変更します。	平成19年度に事業を廃止します。
122 地区体育振興会補助金の段階的廃止（体育課）	特定地区団体への補助金交付を廃止し、市内10区に平準化されたスポーツ振興組織へ補助金を交付します。	平成18年度から段階的に見直します。
123 浦和西体育館の管理運営の見直し（体育課）	平成18年度からの指定管理者期間（4年）後、総合的に判断し、売却もしくは他目的への転用を検討します。	平成22年度に廃止、転用等を行います。
124 図書資料購入方法の見直し（北浦和図書館）	一元化したコンピュータシステムを最大限に活用し、全市的な視点で図書資料購入の方法を見直します。	平成20年度に購入見本図書からの購入カバー率を60%にします。

(2) 公共事業におけるコスト管理の徹底

事業名	改革の内容	改革の目標
125 公共工事コスト縮減の推進 (技術管理課)	総合的なコスト縮減の観点に基づき、平成15年6月に策定した「公共工事コスト縮減対策に関する行動計画（平成20年度まで）」を新たな視点で見直し、コストの縮減を一層推進します。	平成18年度から新たな行動計画に基づき、コスト縮減を進めます。
126 橋りょうアセットマネジメント ⁷ (道路環境課)	橋りょうの現況診断を行い、維持管理計画を策定してライフサイクルコストの縮減を図ります。	平成20年度に維持管理計画を策定します。

(3) 自主財源の確保・拡充

事業名	改革の内容	改革の目標
127 市税歳入の確保 (収納対策課)	市税について、口座振替の加入促進及び日曜納税窓口等による納税機会の充実を図るとともに、公平な市民負担の観点から滞納整理の強化を行い、安定した歳入を確保します。	平成16年度決算比で約6%増の市税を確保していきます。
128 企業誘致の推進 (産業展開推進室)	企業の誘致を推進し、市内に成長性や競争力の高い産業の集積を図ることで、財源の確保に努めます。	平成19年度末までに企業30社を誘致します。
129 未利用市有地の有効活用 (用地管財課)	長年保有し、利用していない土地について、庁内に検討委員会を設置して検討し、公売する等有効活用を図ります。	毎年度、約1億4千万円の公売を目指します。
130 保育料の収納率向上 (保育課)	保育園、区支援課、保育課の連携を強化して、保育料の未納を解消していきます。	庁内連携を強化し、未納解消に努めます。
131 施設命名権の売却 (公園みどり課)	市内に現存するサッカー場の命名権について基準を設定した上で売却し、財源の確保を図ります。	平成20年度からの実施を目指します。
132 大型映像装置の有効活用 (新都心まちづくり室)	さいたま新都心駅改札口正面にある大型映像装置の情報範囲を拡大し、有料化します。	平成18年度に1か月1本の枠で実施し、平成22年度までに1か月3本にします。

7—アセットマネジメント：道路などを資産としてとらえ、その構造物の状態を客観的に把握・評価し、中長期的な資産の状態を予測するとともに、予算制約下でいつどのような対策をどこに行うのが最適であるのかを考慮して、計画的かつ効率的に管理すること。

(4) 市民負担等のあり方の見直し

事業名	改革の内容	改革の目標
133 使用料、手数料の見直し（財政課）	特定の事務について実費弁償、または役務を提供するために要する経費の一部として徴収する使用料、手数料について見直します。	公益性・利益性に配慮しつつ、額を見直します。
134 心身障害者福祉手当支給基準の見直し（障害福祉課）	心身障害者福祉手当の支給要件に所得制限の導入を進めます。	平成18年度からの実施を目指します。
135 ごみ収集の有料化制度のあり方の検討（廃棄物政策課）	ごみ収集の有料化は、市民のごみに対する意識を高め、ごみの減量や分別の徹底に有効であると同時に、負担の公平化を図る上でも有効な方法です。しかし、市民の合意形成が重要であり、意識調査や各界各層から幅広く意見を聞きながら、検討を行います。	平成21年度を目途に方向性を定めます。
136 就学援助事業の見直し（学事課、健康教育課）	準要保護世帯の認定基準を見直します。	平成18年度に実施します。

(5) 公営企業の健全運営

事業名	改革の内容	改革の目標
137 診療材料の管理システム（SPD）の導入（市立病院事務局財務課）	診療する際に必要な材料について、必要な在庫数を一定数に定め、各材料を確保し、材料を使用した際には、その使用した分のみを発注することで余剰となる診療材料をなくします。	診療材料費を平成19年度までに4%減額します。
138 市立病院経営健全化の推進（市立病院事務局財務課）	財政収支計画、定員管理に関する計画、給与適正化に関する計画等を盛り込んだ中期経営計画を平成17年度中に策定し、経営基盤強化に取り組みます。	定員管理、給与適正化を優先的に実施します。
139 水道環境対策事業の推進（財務企画課）	水供給に係わるエネルギー資源の削減を図るため、平成17年度に研究委員会を設置し、さらなる環境にやさしい水道事業を目指します。	平成18年度から環境負荷の低減に取り組みます。
140 水道事業経営健全化の推進（財務企画課）	施設整備水準と財政状況が共に将来の安定給水を約束する中期経営計画を平成17年度に策定し、計画的かつ効率的な経営を推進します。	収支バランスの確保や企業債残高を削減するなど、経営の健全化に努め、現行の料金水準を維持します。

Ⅳ より安定的な財政へ向けて

1 中期財政収支見通し

(1) 中期財政収支見通しにおける前提条件

- ① 平成17年度当初予算を基準として、平成18年度～平成22年度について一般会計ベースで推計
- ② 歳入の見通しの考え方

区分		推計方法
一般財源	市税	制度改正（H18年度適用分を考慮）、課税状況、人口推移等に基づき推計
	地方交付税等	「構造改革と経済財政の中期展望（2004年度改定）」参考資料による減少率を適用（臨時財政対策債及び減税補てん債を含む。）
	その他	地方譲与税・利子割交付金等・使用料等・財産収入・寄附金・諸収入について実績を踏まえて推計
国県支出金		普通建設事業費の財源は積上げ、扶助費関連は扶助費の伸びに連動し推計
市債（普通建設事業費分）		普通建設事業費関連の財源として積上げ
その他		分担金・負担金・基金繰入金

③ 歳出の見通しの考え方

区分	推計方法
人件費	一般会計に属する職員のH17.5.1現在の給与をベースに、現職員数の維持を前提として、年齢構成の変動を想定し、各年度の支給総額を算定
扶助費	社会福祉費、老人福祉費、児童福祉費、生活保護費、その他に分け、対象人口の変化を考慮して推計
公債費	既発行債は実額、今後の発行債は歳入の地方債に基づき推計
繰出金	全ての特別会計における普通建設事業費・人件費を抽出し、その財源のうち一般会計繰入金を積上げ、その他は扶助費等を考慮して推計
普通建設事業費	今後の事業予定を調査し、その結果に基づき推計
その他	物件費・維持補修費・補助費等・投資・出資・貸付金・積立金・予備費

(2) 中期財政収支見通しの結果

① 歳入（単位：億円）

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	合計
一般財源	2,790	2,809	2,802	2,809	2,781	2,791	16,782
市税	1,907	1,969	1,983	1,994	1,973	1,984	11,809
地方交付税等	211	185	171	166	162	162	1,056
その他	672	655	649	649	647	645	3,917
国県支出金	478	482	522	593	518	516	3,108
市債（普通建設事業費分）	300	314	307	267	249	259	1,697
その他特定財源	67	92	108	63	44	44	420
歳入合計	3,635	3,697	3,739	3,732	3,592	3,610	22,006

② 歳出（単位：億円）

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	合計
人件費	748	775	797	802	804	812	4,738
扶助費	456	463	469	476	481	486	2,831
公債費	346	355	360	373	388	412	2,233
繰出金	249	260	260	311	248	249	1,576
普通建設事業費	704	794	902	852	696	698	4,648
その他	1,132	1,133	1,137	1,140	1,141	1,142	6,825
歳出合計	3,635	3,779	3,925	3,955	3,757	3,799	22,850

③ 財源不足額（単位：億円）

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	合計
歳入合計	3,635	3,697	3,739	3,732	3,592	3,610	22,006
歳出合計	3,635	3,779	3,925	3,955	3,757	3,799	22,850
財源不足額	0	▲82	▲185	▲223	▲165	▲189	▲845

④ 中期財政収支見通しの結果

平成18～22年度の5年間に不足する財源は845億円と見込まれます。

※上記表は、各項目で四捨五入しているため合計欄で一致しない場合があります。

2 健全財政の維持に向けた取組み

中期財政収支見通しの結果を受け、平成18～22年度の5年間に於いて下表の取組みにより財源不足への対策を講じ、引き続き健全財政を維持します。

項目		目標額
分権型社会に対応した行政体制の確立	職員の適正配置と効率的な組織・機構の推進により人件費の削減を図る（104億円）	110億円
	特殊勤務手当の廃止など、給与・福利厚生制度を見直す（2億円）	
	外郭団体等の改革を推進する（4億円）	
民間活力の導入	指定管理者制度の活用、民間への委託化を推進し、市民サービスの向上とともに財政支出の削減を図る（38億円）	38億円
健全な財政運営の確保～市民負担等のあり方を見直し～	各種補助金や給付について、その目的や役割、成果等の観点から見直す（88億円）	114億円
	受益と負担の公平性の観点から、使用料・手数料を見直す（26億円）	
健全な財政運営の確保～事業、既存施設等の再編、廃止～	都市基盤整備事業の年次的な平準化を図るとともに、事業の選択と集中により普通建設事業費を圧縮する（446億円）	471億円
	既存事業の見直し、再編によりコストを削減する（25億円）	
健全な財政運営の確保～自主財源の確保・拡充～	施設の有効活用により財源を確保する（9億円）	112億円
	今後活用が見込まれない市有地は売却し、財源確保に活用する（13億円）	
	市税等の徴収率の向上による財源の確保（20億円）	
	予算の執行状況を考慮し、特定事業への財源（基金）の確保と有効活用を図る（70億円）	
目標額の合計		845億円

